

協議事項 2 資料

再発防止「岩手モデル」について

教育委員会

再発防止「岩手モデル」の策定について

1 策定の趣旨	
	<p>平成 30 年 7 月に発生した県立高等学校生徒自死事案を受けて、教職員の不適切な指導及び関連する児童生徒の自死事案の再発防止を目的として、再発防止「岩手モデル」を策定するもの。</p> <p>※ 御遺族の意向を踏まえ、故人（新谷翼さん）の名前に因み、本モデルを「TSUBASA モデル」と称すること。</p>

2 モデルの構成	
本編	<p>第 1 章 再発防止「岩手モデル」策定の経緯</p> <p>第 2 章 学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え方</p> <p>第 3 章 再発防止に向けた取組</p> <p>第 4 章 今後の検討事項</p>
資料編	<p>1 県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会（調査報告書）</p> <p>2 再発防止「岩手モデル」策定委員会（検討経過等）</p> <p>3 関係法令等</p>

3-1 モデル策定の経緯〔第 1 章〕	
平成 30 年 7 月	県立高校生徒自死事案発生
平成 30 年 10 月	第三者による調査委員会設置
令和 2 年 7 月	<p>調査委員会が県教委に調査報告書提出〔再発防止に向け 3 つの方針を提言〕</p> <p>① 悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築 ② 生徒の主体性を育む指導体制の構築</p> <p>③ 提言に基づく岩手モデルの策定と発信</p>
令和 2 年 11 月	再発防止「岩手モデル」策定委員会設置（令和 3 年 1 月から 6 年 3 月まで計 12 回策定委員会を開催）
令和 6 年 5 月	再発防止「岩手モデル」～TSUBASA モデル～ 策定

[次頁あります]

3-2 学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え方【第2章】

「なぜこのような事案が起こったのか、なぜ学校や県教委は防ぐことができなかったのか」について調査・確認等を行い、不適切だった点を整理し、再発防止に向けた基本的な考え方を提示

＜再発防止に向けた基本的な考え方＞

教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> 管理職を含めた教職員全員に対する不適切な指導に係る正しい認識の普及徹底
学 校（管 理 職）	<ul style="list-style-type: none"> 教職員による不適切な指導が疑われた際の学校における適切な初動対応の徹底 不適切な指導を行った教職員を指導に携わらせないことの徹底 学校における主体的な人事管理の確保に向けた体制づくり 校長間（異動元と異動先、前任と後任）の適切な引継ぎの徹底
県 教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> 教職員による不適切な指導（疑い含む）が判明した際の学校と県教育委員会との連携体制の明確化 教職員に係る情報管理や人事管理に係る体制の確保

3-3 再発防止に向けた取組【第3章】

- ①不適切な指導の禁止 ②不適切な指導の根絶に向けた取組 ③不適切な指導の情報を把握した際の対応 ④人事管理
 ⑤部活動についての具体的な取組 ⑥進路指導・キャリア教育についての具体的な取組 ⑦援助希求についての具体的な取組
 ⑧研修一覧 ⑨相談機能の充実 ⑩モデルのモニタリング及びアップデート

＜取組の一例＞ ※主な取組は4頁に掲載

教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> モデルが掲げる具体的な取組を理解したうえで児童生徒を指導する旨の宣言書を提出 部活動指導に係る教職員一人ひとりの意識改革を徹底するため、部活動に関わる教職員全員が研修を受講
管 理 職	<ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画の重点目標に不適切な指導根絶に係る目標・取組方針を策定 不適切な指導に係る情報があった場合、内容を正確に記録し、過小な評価をせず事実確認に取り組む。 児童生徒や保護者等から教職員による不適切な指導の申し出があった場合、申し出の内容が明らかに不自然でない限り当該教職員等を直ちに部活動指導から外す。
県 教 育 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な指導に対応するサービス管理監を新設し岩手モデルを推進 各校の所属教職員の情報について、校長、サービス管理監、教職員課で情報共有を徹底 一人一台端末を利用した「こころの相談室」を設置

[次頁あります]

3-4 今後の検討事項〔第4章〕

授業や部活動など校内の常時録音・録画

4 今後の課題

- ・ 各種研修の機会等を通じた教職員へのモデルの周知と不適切な指導に係る正しい認識の徹底
- ・ 教職員による不適切な指導等への迅速な対応
- ・ モデルの不断の見直し（推進状況や事案への対応状況等について「自己点検」と「外部専門家によるモニタリング」の実施）

再発防止に向けた取組(主な取組)

1 不適切な指導の禁止	>不適切な指導を、「暴力」「不適切な言動」「性暴力・セクシュアルハラスメント」の3つに整理し、具体例や生じる責任を提示		
2 不適切な指導の根絶に向けた取組	教職員等の責務と取組 ■教職員等は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与える存在であることを自覚する。 ■教職員等一人ひとりが意識を改革し、児童生徒の成長段階や個々の状況に寄り添った適切な指導方法を身に付ける。 >子どもの権利条約等についての理解を深め、個人として尊重した教育活動を行う。 >児童生徒との信頼関係を理由に、心身に苦痛を与える指導を正当化しない。 >本モデルの具体的な取組を理解した上で、児童生徒を指導する旨の宣言書を提出する。	管理職の責務と取組 ■児童生徒が生き生きと学べる学校づくりを担い、教職員等一人ひとりの指導力の向上を支援する。 ■管理職自身が指導のあり方について正しく認識し、不適切な指導を決して許さない職場風土を醸成する。 >学校経営計画の重点目標に不適切な指導の根絶に係る目標・取組方針を示す。 >自分事として捉えるよう研修内容を工夫し、教職員間で情報交換の機会を積極的に持つ。 >教職員等に日常的に声かけを行い、適時、適切な指導・助言を行う。	県教委の責務と取組 ■児童生徒が生き生きと学べる学校づくりを支援し、教職員等に対し、高い倫理観と規範意識を持つよう徹底する。 ■不適切な指導があった場合は、学校と連携して迅速で正確な状況把握に努め、厳正に対処する。 >管理職等のリスクマネジメントに関する資質・能力向上を目的とした研修を実施する。 >校長の運営管理、人事管理、危機管理等の状況を確認し、本モデルの徹底を指導する。 >懲戒処分を受けた教職員等に、誓約書を提出させ、1年間の事後研修を実施する。
3 不適切な指導の情報を把握した際の対応	>初動対応フローやマニュアルに沿って事実確認を行い、学校と県教委が情報共有を図る。 >児童生徒が安心できる環境を確保した上で丁寧に聴き取り、事実を確認する。状況に応じて、スクールカウンセラーや関係機関と連携し、ケアを行う。 >教職員等が不適切な指導を否認する場合には、当該教職員等からの聴き取り内容のみではなく、複数の情報から判断し、事実を確認する。 >日頃から、些細なこと、疑いの段階でも管理職に報告、相談する意識を持つ。		
4 人事管理	>情報があつた場合、内容を正確に記録し、過小な評価をせず、事実確認に取り組む。	>部活動において不適切な指導の申し出の内容が明らかにならざる限り、直ちに指導から外す。 >不適切な指導があつた場合の状況や対応等については、全ての記録を学校で保管し引き継ぐ。	>不適切な指導に対応する服務管理監を新設し、岩手モデルを推進する。 >各校の所属教職員等の情報について、校長、服務管理監、教職員課で情報共有を徹底する。 >人事異動において、異動対象者の指導上の課題等を、校長と県教委の間で十分に情報共有し、県教委は異動先の校長に正確に伝える。
5 部活動についての具体的な取組	>大会等で勝つことのみを目指す指導ではなく、スポーツ・文化科学等に親しむ基礎を培う。 >一人ひとりの意識を改革するため、部活動に関わる教職員等全員が指導者研修を受講する。	>生徒の意思に反して強制的に部活動に加入させない。 >部活動指導員、外部指導者の任用に当たり、教育的意義、サービスの遵守等の研修を行う。	>スポーツインテグリティの視点に立った研修を実施する。 >各種通知を発信し、安全・安心な学校部活動を推進する。
6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組	>生徒が主体的に進路を選択できるよう、生徒や保護者と面談を重ね、支援する。	>生徒自身が主体的に選択した進路であることを組織的に確認する。	>生徒が主体である進路指導・キャリア教育の徹底を図る。
7 援助希求についての具体的な取組	>児童生徒の些細な変化を見逃さず、悩みや不安を教職員等で情報共有し、対応にあたる。	>児童生徒の相談内容に応じて、適宜関係機関等と連携を図る。	>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など必要な支援を行う。
8 研修一覧	>学校内外における「不適切な指導の根絶に向けた研修」「進路指導・キャリア教育に係る研修」「援助希求に係る研修」等を提示。		
9 相談機能の充実	>「公立学校教職員等による不適切な指導についての相談窓口」を設置し、相談窓口を一元化する。一人一台端末を利用した「こころの相談室」を設置する。		
10 モデルのモニタリング・アップデート	>学校及び県教委における岩手モデルの推進状況や事案への対応状況等について「自己点検」と「外部専門家によるモニタリング」を行う。 >モデルと国の動向・学校の実態との整合を検証し、必要に応じた改正を行う。		